

四日市市消防本部訓令第7号

四日市市消防本部庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月31日

四日市市消防長 人見 実男

四日市市消防本部庁舎管理規程（令和2年四日市市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（許可を必要とする行為）</p> <p>第5条 庁舎等において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、あらかじめ消防長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6) 撮影、録音、その他これらに類する行為をすること。</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>（許可を必要とする行為）</p> <p>第5条 庁舎等において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、あらかじめ消防長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>